

ネット列車指定券チケットレスサービス利用約款 新旧対照表

改 正	現 行
<p>ネット列車指定券チケットレスサービス利用約款</p> <p style="text-align: right;">2017. 8. 1 制定 2018. 3. 23 改正 2018. 4. 27 改正 <u>2018. 9. 15 改正</u></p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(用語の意味)</p> <p>第3条 本規約における用語の意味は次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>列車指定券</u> プレミアムカー券およびライナー券の総称のことをいう。 ・ネット列車指定券 ネットプレミアムカー券およびネットライナー券の総称のことをいう。 ・<u>発行替</u> <u>ネット列車指定券を列車指定券発売駅において購入列車単位で列車指定券に発行替することをいう。</u> ・専用ホームページ ネット列車指定券を発売するためのホームページのことをいう。 ・スマートフォン等 インターネットに対応しており、専用ホームページに正常に接続することが出来るスマートフォン・タブレット端末等の情報端末のことをいう。 ・クレジットカード 専用ホームページで利用できるクレジットカードのことをいう。 VISA、Mastercard、JCB、Diners Club、American Express のブランドを搭載したクレジットカードをいう。 ・チケットレスサービス 専用ホームページから、クレジットカード決済して購入したネット列車指定券をスマートフォン等の画面に表示することにより乗車するサービスをいう。 <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>(契約の成立時期および適用規定)</p> <p>第6条 本サービスによる運送等の契約は、会員自らがスマートフォン等の操作により列車指定券の購入手続きをし、当社システムが座席番号確定後、購入実行処理をし、当社から購入情報を会員に返信した時点で成立するものとします。(取消の場合も同じ条件とします。)</p> <p>2 前項により成立した契約によりご購入いただいた列車指定券の取り扱い、別段の定めがないかぎり、当該契約成立時の規定によるものとします。</p> <p>3 <u>会員が、ネット列車指定券を列車指定券に発行替した場合は、当社の旅客営業規則等に定める「列車指定券」と同様の取扱となります。</u></p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(スマートフォン等による座席指定列車への乗車)</p> <p>第9条 専用ホームページからクレジットカード決済して購入した列車指定券の列車・座席情報をスマートフォン等の画面に表示することにより列車指定券とみなしますが購入完了・変更完了メールは列車指定券とみなしません。</p> <p>2 乗車時にスマートフォン等のネット列車指定券表示画面を呈示できなかった場合は、該列車の列車指定券を再度購入していただきます。</p> <p>3 <u>ネット列車指定券を列車指定券発売駅で列車指定券に発行替した場合は、ネット列車指定券は効力を失います。</u></p> <p>第10条 { (現行どおり)</p> <p>第12条</p> <p>(<u>ネット列車指定券の列車指定券への発行替</u>)</p> <p>第13条 <u>会員は、列車指定券発売駅において専用の発行替申込用紙に記入し、ネット列車指定券を購入列車単位で列車指定券に1回に限り発行替ができます。</u> <u>ただし、発行替ができるのは、ネット列車指定券を購入後から乗車予定列車の時刻表に表示された発車時刻3分前までとします。</u></p> <p>2 <u>ネット列車指定券より発行替した列車指定券の取扱は、当社の旅客営業規則等に定めるところによります。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下 一条ずつ繰り下げ)</p> <p>第14条 { (現行どおり)</p> <p>第19条</p> <p>(有効期間)</p> <p>第20条 本利用約款は、<u>2018年9月15日</u>より効力を有します。</p>	<p>ネット列車指定券チケットレスサービス利用約款</p> <p style="text-align: right;">2017. 8. 1 制定 2018. 3. 23 改正 <u>2018. 4. 27 改正</u></p> <p>第1条 (省 略)</p> <p>第2条 (省 略)</p> <p>(用語の意味)</p> <p>第3条 本規約における用語の意味は次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>(新 設)</u> ・ネット列車指定券 ネットプレミアムカー券およびネットライナー券の総称のことをいう。 ・<u>(新 設)</u> ・専用ホームページ ネット列車指定券を発売するためのホームページのことをいう。 ・スマートフォン等 インターネットに対応しており、専用ホームページに正常に接続することが出来るスマートフォン・タブレット端末等の情報端末のことをいう。 ・クレジットカード 専用ホームページで利用できるクレジットカードのことをいう。 VISA、Mastercard、JCB、Diners Club、American Express のブランドを搭載したクレジットカードをいう。 ・<u>チケットレスサービス</u> 専用ホームページから、クレジットカード決済して購入した列車指定券の列車・座席情報をスマートフォン等の画面に表示することにより乗車するサービスをいう。 <p>第4条 (省 略)</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p>(契約の成立時期および適用規定)</p> <p>第6条 本サービスによる運送等の契約は、会員自らがスマートフォン等の操作により列車指定券の購入手続きをし、当社システムが座席番号確定後、購入実行処理をし、当社から購入情報を会員に返信した時点で成立するものとします。(取消の場合も同じ条件とします。)</p> <p>2 前項により成立した契約によりご購入いただいた列車指定券の取り扱い、別段の定めがないかぎり、当該契約成立時の規定によるものとします。</p> <p>3 <u>(新 設)</u></p> <p>第7条 (省 略)</p> <p>第8条 (省 略)</p> <p>(スマートフォン等による座席指定列車への乗車)</p> <p>第9条 専用ホームページからクレジットカード決済して購入した列車指定券の列車・座席情報をスマートフォン等の画面に表示することにより列車指定券とみなしますが購入完了・変更完了メールは列車指定券とみなしません。</p> <p>2 乗車時にスマートフォン等のネット列車指定券表示画面を呈示できなかった場合は、該列車の列車指定券を再度購入していただきます。</p> <p>3 <u>(新 設)</u></p> <p>第10条 { (省 略)</p> <p>第12条</p> <p>第13条 <u>(新 設)</u></p> <p>第13条 { (省 略)</p> <p>第18条</p> <p>(有効期間)</p> <p>第19条 本利用約款は、<u>2018年4月27日</u>より効力を有します。</p>

※下線部が変更箇所です。